

1. 案内情報

- ① 手続名 : 安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出
- ② 手続根拠 : 海上運送法第 10 条の 3 (海上運送法第 19 条の 4 第 1 項により適用又は第 19 条の 6 の 3 第 2 項もしくは第 20 条の 2 第 2 項により準用する場合に限る)
- ③ 手続対象者 : 対外旅客定期航路事業、人の運送をする外航貨物定期航路事業及び人の運送をする外航不定期航路事業を営もうとする者 (変更の場合は対外旅客定期航路事業、人の運送をする外航貨物定期航路事業及び人の運送をする外航不定期航路事業を営む者)
- ④ 提出方法 :
次に掲げる事項を記載した安全統括管理者 (運航管理者) 選任 (解任) 届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出。(当該所在地を管轄する運輸支局等又は海事事務所を経由することも出来ます。)
 - (1) 住所及び氏名
 - (2) 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日
 - (3) 選任し、又は解任した年月日
 - (4) 解任の届出の場合は、解任の理由
- ⑤ 手数料 : なし
- ⑥ 添付書類 : 安全統括管理者 (運航管理者) 選任届出書には次に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ書類を添付する。
 - (1) 安全統括管理者選任届出書
選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び海上運送法施行規則第 21 条の 19 の 2 各号に掲げる要件を備えることを証する書類
 - (2) 運航管理者選任届出書
選任された運航管理者が海上運送法施行規則第 21 条の 19 の 3 各号に掲げる要件を備えることを証する書類
- ⑦ 記載要領・記載例 : 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等にお問合せ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 :

北海道運輸局海上安全環境部運航労務監理官	011-290-2773
東北運輸局海上安全環境部運航労務監理官	022-791-7511
北陸信越運輸局海事部運航労務監理官	025-285-9160
関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官	045-211-7230
中部運輸局海上安全環境部運航労務監理官	052-952-8012
近畿運輸局海上安全環境部運航労務監理官	06-6949-6415
神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官	078-321-7058
中国運輸局海上安全環境部運航労務監理官	082-228-8708

四国運輸局海上安全環境部運航労務監理官	087-802-6830
九州運輸局海上安全環境部運航労務監理官	092-472-3181
沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官	098-866-1839

② 受付時間 : 提出先にお問合せ下さい

③ 相談窓口 : 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等

3. 手続情報

① 審査基準 : 定期航路事業－海上運送法施行規則第 21 条の 21
不定期航路事業－海上運送法施行規則第 23 条の 13

1. 案内情報

- ① 手続名 : 安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出
- ② 手続根拠 : 海上運送法 第10条の3第5項 (一般旅客定期航路事業)
" 第19条の3第3項 (第10条の3準用)
(特定旅客定期航路事業)
" 第23条 (第10条の3準用)
(旅客不定期航路事業)
" 第19条の6の3第2項 (第10条の3準用)
(人の運送をする貨物定期航路事業)
" 第20条の2第2項
(人の運送をする不定期航路事業)
- ③ 手続対象者 : 一般旅客定期航路事業を営もうとする者
特定旅客定期航路事業を営もうとする者
旅客不定期航路事業を営もうとする者
人の運送をする貨物定期航路事業を営もうとする者
人の運送をする不定期航路事業を営もうとする者
- ④ 提出方法 :
次に掲げる事項を記載した安全統括管理者(運航管理者)選任(解任)届出書を所轄地方運輸局長に提出。
(1) 住所及び氏名
(2) 選任し、又は解任した安全統括管理者又は運航管理者の氏名及び生年月日
(3) 選任し、又は解任した年月日
(4) 解任の届出の場合は、解任の理由
- ⑤ 手数料 : なし
- ⑥ 添付書類 : 安全統括管理者(運航管理者)選任届出書には次に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ書類を添付する。
(1) 安全統括管理者選任届出書
選任された安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び海上運送法施行規則第7条の2の2各号に掲げる要件を備えることを証する書類
(2) 運航管理者選任届出書
選任された運航管理者が海上運送法施行規則第7条の2の3各号に掲げる要件を備えることを証する書類
- ⑦ 記載要領・記載例 : 主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局等にお問合せ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 北海道運輸局海上安全環境部運航労務監理官 011-290-2773

東北運輸局海上安全環境部運航労務監理官	022-791-7511
北陸信越運輸局海事部運航労務監理官	025-285-9160
関東運輸局海上安全環境部運航労務監理官	045-211-7230
中部運輸局海上安全環境部運航労務監理官	052-952-8012
近畿運輸局海上安全環境部運航労務監理官	06-6949-6415
神戸運輸監理部海上安全環境部運航労務監理官	078-321-7058
中国運輸局海上安全環境部運航労務監理官	082-228-8708
四国運輸局海上安全環境部運航労務監理官	087-802-6830
九州運輸局海上安全環境部運航労務監理官	092-472-3181
沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官	098-866-1839

- ② 受付時間 : 提出先にお問合せ下さい
- ③ 相談窓口 : 主たる事務所又は営業所を管轄する地方運輸局等

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 定期航路事業・不定期航路事業－海上運送法施行規則第7条の4